

## 2. 算定時の留意点

コード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	利用回数	備考
A1 (A2)-1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者	週1回程度	1,172 (1月につき)	4回以上利用	プランで週1回程度利用とした場合使用。利用実績が1~3回は「1回につき」、4回以上は「1月につき」の単位を使用し請求。
A1 (A2)-2411	訪問型サービスⅣ	要支援1、要支援2		267 (1回につき)	1~3回利用	
A1 (A2)-1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者	週2回程度	2,342 (1月につき)	8回以上利用	プランで週2回程度利用とした場合使用。利用実績が1~7回は「1回につき」、8回以上は「1月につき」の単位を使用し請求。
A1 (A2)-2511	訪問型サービスⅤ	要支援1、要支援2		271 (1回につき)	1~7回利用	
A1 (A2)-1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者	週2回超	3,715 (1月につき)	12回以上利用	プランで週2回超利用とした場合使用。利用実績が1~11回は「1回につき」、12回以上は「1月につき」の単位を使用し請求。「事業対象者」又は「要支援2」が算定可能。
A1 (A2)-2621	訪問型サービスⅥ	要支援2		286 (1回につき)	1~11回利用	
A5 (A6)-1111	通所型サービス1	事業対象者	週1回程度	1,655 (1月につき)	4回以上利用	プランで週1回程度利用とした事業対象者又は要支援1の場合使用。利用実績が1~3回は「1回につき」、4回以上は「1月につき」の単位を使用し請求。
A5 (A6)-1113	通所型サービス1回数	要支援1		380 (1回につき)	1~3回利用	
A5 (A6)-1121	通所型サービス2	事業対象者	週2回程度	3,393 (1月につき)	8回以上利用	プランで週2回程度利用とした事業対象者又は要支援2の場合使用。利用実績が1~7回は「1回につき」、8回以上は「1月につき」の単位を使用し請求。
A5 (A6)-1123	通所型サービス2回数	要支援2		391 (1回につき)	1~7回利用	

介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表（令和元年10月施行版）より抜粋

### 留意点

- ・ アセスメントの結果、規定回数（※）以下の利用が適当とされた場合、「1回につき」のサービスコードを利用してプランを作成することも可能です。
- ・ プランの時点で週1回程度利用とし、「1月につき」のサービスコードでプランを作成していた方が、何らかの理由により利用回数が規定回数以下となった場合、算定項目が同一の「1回につき」のサービスコードに変更し、請求を行います。
- ・ 国で示している「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表（平成27年4月施行版）」について、下記太枠部分の米印表記については基本的に適用せず、上記表の「利用回数」によって請求を行います。

A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (みなし) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	266 単位			
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任						
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一						
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一						
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (みなし) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	270 単位			
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任						
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一						
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一						
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (みなし) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	285 単位			
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任						
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一						
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一						

  

A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1		
A5	1112	通所型サービス1日割				
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2		
A5	1122	通所型サービス2日割				
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	

※規定回数：週1回程度…月4回／週2回程度…月8回／週2回超（ヘルパーのみ）…月12回